

消費者被害注意情報

201808号

平成31年2月27日
島根県消費者センター
神谷(啓発)・田邊(相談)
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

チケット転売仲介サイトにご注意！ 「不当に高い」「当日利用できない」等トラブルも

(相談事例 1)

アイドルのコンサートが隣県で行われることを知り、スマホで検索して一番上に出てきたサイトでチケットを申し込み、クレジットカードで決済をした。その後、そのサイトは公式販売サイトではなく、チケット転売仲介サイトであることがわかった。調べてみると、金額も高額で手数料まで加算されている。まだチケットは届いていない。今から解約できるか。
(20歳代女性)

(相談事例 2)

大相撲を観戦するためインターネットで「大相撲チケット」と検索、最初に出たサイトで申し込み、クレジットカードで決済をした。ところが、このサイトは海外の転売仲介サイトであり、書き込みを見ると「代金を支払ったのにチケットが届かない」といった苦情があった。どうしたらよいか。
(50歳代男性)

県消費者センターの対応

(相談事例 1)

相談があったのは海外のチケット転売仲介サイトでした。越境消費者センター(※)に対応を確認したところ、「チケットがきちんと届くかどうかは不明。そのチケットで入場できない場合もある」との回答でした。コンサートの公式サイトを確認すると、「転売チケットでは入場できない。入場後も転売チケットと判明すれば退場してもらおう。払い戻しはしない」と明記されていたので、解約に向けて交渉中です。また、相談者には、クレジットカード会社に事情を伝え、カード番号が不正使用されることのないよう番号を変更するように助言しました。

(※)越境消費者センター・・・海外事業者との消費者トラブルの相談窓口。国民生活センターが運営。

(相談事例 2)

(公財)日本相撲協会のホームページを確認したところ「公式販売サイト以外で購入したチケットで入場が認められないなどトラブルがあっても当協会は一切責任を負わない」との記載がありました。このことを相談者に伝え、カード番号を変更するとともに、チケットが届かないようなら再度当センターに相談するよう助言しました。

転売仲介サイトでのチケット購入はここに注意

1. 購入前に、公式サイトなのか転売仲介サイトなのかを確認

- ・URLをよく見るなど、慎重に確認しましょう。

2. チケットの価格やキャンセルに関する情報を事前に確認

- ・コンサート、イベント等の公式サイトや主催者のサイト上で、正規のチケット価格を確認し、転売仲介サイトで表示されている価格と比較しましょう。
- ・キャンセルの条件を利用規約などで事前に確認しましょう。

3. チケットの転売条件にも注意が必要

- ・コンサートやイベントによっては、主催者がチケットの転売を規約で禁止しており、転売チケットでは会場に入れないことがあります。注意が必要です。

[チケットの不正転売が禁止されます]

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律 (平成30年法律第103号)

特定興行入場券を、興行主の事前の同意を得ず業として販売価格を超える価格で有償譲渡する行為、入場券等の不正転売を目的として譲り受ける行為等が禁止されます。

(2019年6月14日施行)

トラブル相談は

消費者ホットライン

局番なしの

188

泣き寝入りは いや や